

地域県土警察常任委員会資料

(令和5年9月20日)

陳情5年地域第20号

(インターネット公開版)

鳥取県議会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-20 (R5.7.13)	地 域	鳥取県において頻発する個人情報漏えい事案の再発防止について	△

▶陳情事項

鳥取県において頻発する個人情報漏えい事案の再発防止を執行部に求めること。

▶陳情理由

個人情報の流出がとまらない。鳥取県は6月21日、県公式LINEのプレゼント企画に応募した当選者10人の個人情報を漏えいしたと発表した。

県によると、県公式LINEは広報課が運営。19日に事業者である鳥取市内の飲食店へ当選者への発送を依頼する際、誤ったメールアドレスに10人分の個人情報が入ったファイルを誤送信した。漏えいしたのは当選者の氏名、ふりがな、郵便番号、住所、電話番号。20日に事業者へ電話連絡した際に発覚した。県は10人への謝罪と経緯の説明を進めており、再発防止に努めるとしている。

この問題を深掘りしてみると、様々な問題が見えてきた。

（経緯）

- ・令和5年6月19日（月）21時53分頃 個人情報入りのファイルを誤送信
※事業者から聞き取りしたメールアドレスを誤入力
- ・令和5年6月19日（月）21時56分頃 ファイルに設定したパスワードを送信
- ・令和5年6月20日（火）15時16分頃 事業者に電話連絡し、誤送信が発覚

そもそも、同一のメールアドレスに対し、ファイルとパスワードをほぼ同時に渡すのであれば、メールを分けたとしても意味をなさないのは当然である。例えるなら、本人確認をしないまま、第三者に通帳を渡し、そのほぼ同時に、印鑑も同人に渡すのと一緒のようなものである。

パスワードを送る前段に、電話をかけて本人確認をするとか、そもそも第一段階で、ファイルを添付した電子メールが誤ったメールアドレスに送られないように、例えば空メールにて確認するなどの対策が必要であったはずで、情報セキュリティの基礎ができていないと残念に思った。

また、電子メール送信の際に、とりわけ個人情報の場合、複数人によるチェックが必要なはずであるが、本件については、そのチェックを怠っていた。しかもそれをやったのが、主事や会計年度任用職員ではなく、課長補佐であるというから、余計に深刻で、再発防止が望まれるものである。

県では、過去最悪レベルで、情報漏えいが頻発している。

平成30年度 5
令和元年度 5

令和2年度 7

令和3年度 20

令和4年度 20（令和4年12月末までの数値）

個人情報漏えいは、県民の信頼失墜につながる重大な事態である。については、上述のとおり、執行部に対して再発防止を求めるをお願いしたく、本件陳情に及ぶものである。不採択では執行部に示しがつかない。是非採択していただき、再発防止への決意を執行部に示すことを求め、陳情の結びとするものである。

►提出者

足羽 佑太 （倉吉市）

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

地域社会振興部（県民参画協働課）

【現 状】

- 1 国、都道府県、市町村、独立行政法人、地方独立行政法人等が保有する個人情報については、紛失、不正アクセス、破壊、不正利用、改ざん、漏えい等の危険に対し、合理的なセキュリティの措置によって保護されなければならない旨が法律で定められている。
- 2 本県においても、保有する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律に基づく安全管理措置を講じるとともに、地方自治法に基づいて業務適正化に取り組むべき対象の事務として、財務、公文書管理、情報管理と並べて個人情報管理を位置付けている。
- 3 令和3年度から令和4年度にかけて、本県の知事部局において、電子メールの利用機会増や新型コロナウイルス感染症対策関連事務に伴う手順誤り等を要因とする個人情報の漏えい事故が増加した。

<知事部局における個人情報漏えい事故の件数>

合計	内訳								その他
	紛失	誤交付 誤送付	誤送信 (FAX)	誤送信 (メール)	インターネット 誤公開	サイバー 攻撃	口頭		
平成29年度	11(1)	1(0)	7(0)	1(0)	0	2(1)	0	0	0
平成30年度	5(1)	0	3(1)	0	1(0)	0	0	0	1(0)
令和元年度	5(1)	1(0)	3(1)	0	0	1(0)	0	0	0
令和2年度	7(1)	1(0)	4(1)	0	1(1)	0	0	0	1(1)
令和3年度	20(7)[2]	2(1)	4(0)	0	9(3)[2]	4(2)	1(1)	0	0
令和4年度	24(5)[12]	0	9(0)[3]	1(0)	7(3)[3]	0	1(1)	6(1)[6]	0
令和5年度	7(3)	0	3(1)	0	2	1(1)	0	0	1(1)

注1 令和5年度は令和5年9月15日時点。

注2 丸括弧()内の数字は業務委託先によるもので、内数。

注3 角括弧[]内の数字は新型コロナウイルス感染症対策関連事務に係るもので、内数。

【県の取組状況】

- 1 個人情報の漏えい事故が発生した所属にあっては、事故後直ちに情報セキュリティ所管課及び個人情報保護制度所管課へ報告させ、要因を分析の上、再発防止策を講じるとともに、事故の翌年及び翌々年には、実地検査を受けることとしている。
- 2 毎年度、全所属において個人情報取扱事務の自己点検を実施しており、不適切な取扱いが確認された場合には、実地検査を受け、不適切な取扱いの是正が図られる仕組みを構築している。
- 3 令和4年6月から、オンデマンド配信を活用して、各所属の個人情報保護担当職員を対象とする研修を長期にわたり受講可能とし、対策の周知徹底を図った。

- 4 令和5年1月、漏えい事故の傾向と対策の事例集を取りまとめ、地域づくり推進部長（当時）から各所属に対し個人情報の適正な取扱いの徹底について通知した。
- 5 令和5年4月、職員用の個人情報流出防止の手引きを改訂し、漏えい事故の類型別の事例と対策、保管・廃棄のポイント、各所属長等の役割と取組、チェックリストの見本等について最新の時点修正を行って各所属に対し周知した。
- 6 令和5年6月から、本県の知事部局の事例に限らず、他の地方公共団体等で発生した個人情報の漏えい事故について、事案の概要、要因分析、本来守るべきだった手順等を取りまとめ、各所属に対し定期的に周知している。
- 7 令和5年9月、今年度発生した漏えい事故について業務委託先によるものの比率が高まっている事態を受けて、事故が発生した業務委託先及び契約担当課を対象とする緊急の実地検査を開始した。

※参考法令：個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第1項（安全管理措置）

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

※参考法令：地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項

都道府県知事（中略）は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

（1） 略

（2） 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事（中略）が認めるもの